

## 1 2. 富良野市建設工事前金払取扱要綱

〔平成27年3月23日  
制 定〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条の規定に基づく公共工事前金払について、別に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象範囲)

第2条 前金払の対象範囲は、1件の設計金額が300万円以上の土木建築に関する工事並びに測量業務及び土木建築に関する工事の設計、調査業務で、かつ工期又は履行期間が50日以上のものであるとする。また、中間前金払は前金払対象工事のうち工期が120日以上土木建築に関する工事を対象とする。

2 前金払の額は、土木建築工事にあつては契約金額の10分の4に相当する額の範囲内、測量業務及び土木建築に関する設計、調査業務にあつては契約金額の10分の3に相当する額の範囲内とする。また、中間前金払の額は、契約金額の10分の2に相当する額の範囲内とする。

3 前払金(中間前払金を含む。)の額に1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

4 中間前払金を支出した後の前払金の合計は、契約金額の10分の6に相当する額を超えてはならないものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、発注者が特に認めた場合は対象範囲及び前払金の額を変更し、又は前払金(中間前払金を含む。)を支払わないことができる。

(前金払の請求手続)

第3条 前金払又は中間前金払を受けようとするときは、前払金支払請求書に公共工事前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証会社」という。)の発行した前払金に係る保証証書(正副2通)及び前払金使途内訳明細書を添付し提出しなければならない。

2 中間前金払の請求は、あらかじめ中間前金払に係る発注者の認定を受けなければならない。この場合において、発注者は受注者から当該認定の申請があった場合は認定の調査を行い、受注者に通知するものとする。

(前払金の増額又は減額)

第4条 設計変更、その他の事由により契約金額に著しい変更があったときは、前払金額又は中間前払金額を増額又は減額することができる。なお、当該中間前払金額からの控除をもってなお不足する場合には、既に請求済の前払金額から控除するものとする。

2 前項の規定により前払金又は中間前払金を減額したときは、受注者に期日を指定してその減額分を返還させることができる。

3 前項の規定により受注者が指定した期日までに前払金又は中間前払金の減額分を返還しなかったときは、指定した期日の翌日から納付するまでの日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条1項の現定による率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(前払金の返還)

第5条 受注者が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、前払金又は中間前払金の全部又は一部を、指定する期日までに返還させるものとする。

(1) 受注者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則3条に定める経費以外に前払金又は中間前払金を使用したとき。

(2) 当該請負契約が解除されたとき。

(3) 保証会社が保証契約を解除したとき。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定により、前払金を返還させる場合に準用する。

(債務負担行為に基づく契約の前払金)

第6条 債務負担行為に基づき、工期又は履行期間が2年度以上にまたがる契約における前払金又は中間前払金は、当該年度割の契約金相当額に第2条第2項の比率を乗じた金額の範囲内とすることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。